

特記仕様書

工事名称	東本通土地区画整理工事 (78街区3-1画地) (解体工事)
工事場所	三原市本郷南四丁目
工事内容	東本通土地区画整理工事に伴い、既存建築物(倉庫等4棟)の解体撤去工事を行う。 [工事概要] ・建築物解体工事一式 1.倉庫・木造平屋建て・30.38㎡(木造下屋11.12㎡含む) 2.倉庫・軽量鉄骨造平屋建て・35.67㎡ 3.物置・木造平屋建て・10.76㎡(木造下屋3.10㎡含む) 4.物置・木造平屋建て・0.98㎡ ・その他付帯工事
準 則	公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏), 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏), 建築物解体工 事共通仕様書(国土交通省官房官庁営繕部監修・最新版) に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・建築基準法, 同施行令, 同施行規則 ・消防法, 同施行令 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 同法施行令, 同法施行規則 ・労働安全衛生法, 同法施行令, 同法施行規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・石綿障害予防規則 ・大気汚染防止法, 振動規制法及び土壌汚染対策法 ・建設工事に係る再資源化等に関する法律, 同法施行令 ・その他関係法令
工事保険等	受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建 設工事に関連する保険等に参加しなければならない。
疑義変更	本設計図書は、設計の大意を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも 完全に施工すること。 施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と 協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を 受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用する ものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品 質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和4年3月31日をもって工期とする。このうち検査期間として 13日間を見込んでいる。

留意事項

- ・入札に先立ち現地調査を十分に行ない、質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音、振動及び粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・工事中に粉塵の発生が予想される工種については、周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。
- ・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については、常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。
- ・工事車両等により周辺の道路や敷地を汚した場合は、清掃を行なうこと。
- ・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については、ノッチタンクにより汚泥等の処理を行ったうえ、適切に排水すること。
- ・沸水発生時は、ノッチタンクを準備し上水を放流すること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。
- ・本敷地内の近隣で工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・台風等の強風が見込まれる場合、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・施工面積(外構工事含む)が3,000㎡以上の場合、土壤汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令(令和3年4月1日施行)に基づくこと。
- ・道路使用等の手続きが必要な場合は、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・施工箇所周囲の備品、機器等については、養生及び清掃等を確実に行うこと。
- ・私物に養生や移動を行う場合は、事前に所有者に伝えること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
- ・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。
- ・工事完了後、完成図として製本図面(二つ折り・A3縮小版)を3部提出すること。
- ・杭等の図面に無い地中構造物が発見された場合は測量を行い、位置や寸法の記録を完成図書に加えること。
- ・地権者により自主的に本工事解体対象物を撤去した場合、本工事は取止めとし、契約約款の規定に基づき、契約解除を行うこととする。
- ・工事着手前に建物内に入るため、外壁の一部を取り外したうえ内部の状況を確認すること。
- ・敷地前面にフェンスバリケードを設けること。(H=1.8m W=20.0mを見込んでいる。)

東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A-00	タイトル・図面リスト	
A-01	解体特記仕様書01	
A-02	解体特記仕様書02	
A-03	配置図・付近見取図	1/200
A-04	建築概要・仕上表	
A-05	求積図・平面図・屋根伏図	1/100
A-06	立面図	1/100
A-07	建具表・内装造作図・付随建物	1/100
A-08	建物概要・仕上表	
A-09	求積図・平面図	1/100
A-10	基礎伏図・屋根伏図	1/100
A-11	立面図	1/100
A-12	建具表	1/100
A-13	矩計図	1/50
A-14	電気設備位置図・付随建物位置図	1/100
A-15	配置図・写真方向撮影図	1/200
A-16	写真一覧	

三 原 市 役 所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課 長 係 長 設 計 校 閲

日付

． ．

備

考

工
事
名

東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）

図
面
名
称

タイトル・図面リスト

縮
尺

図
面
番
号

校の内
A-00
号図

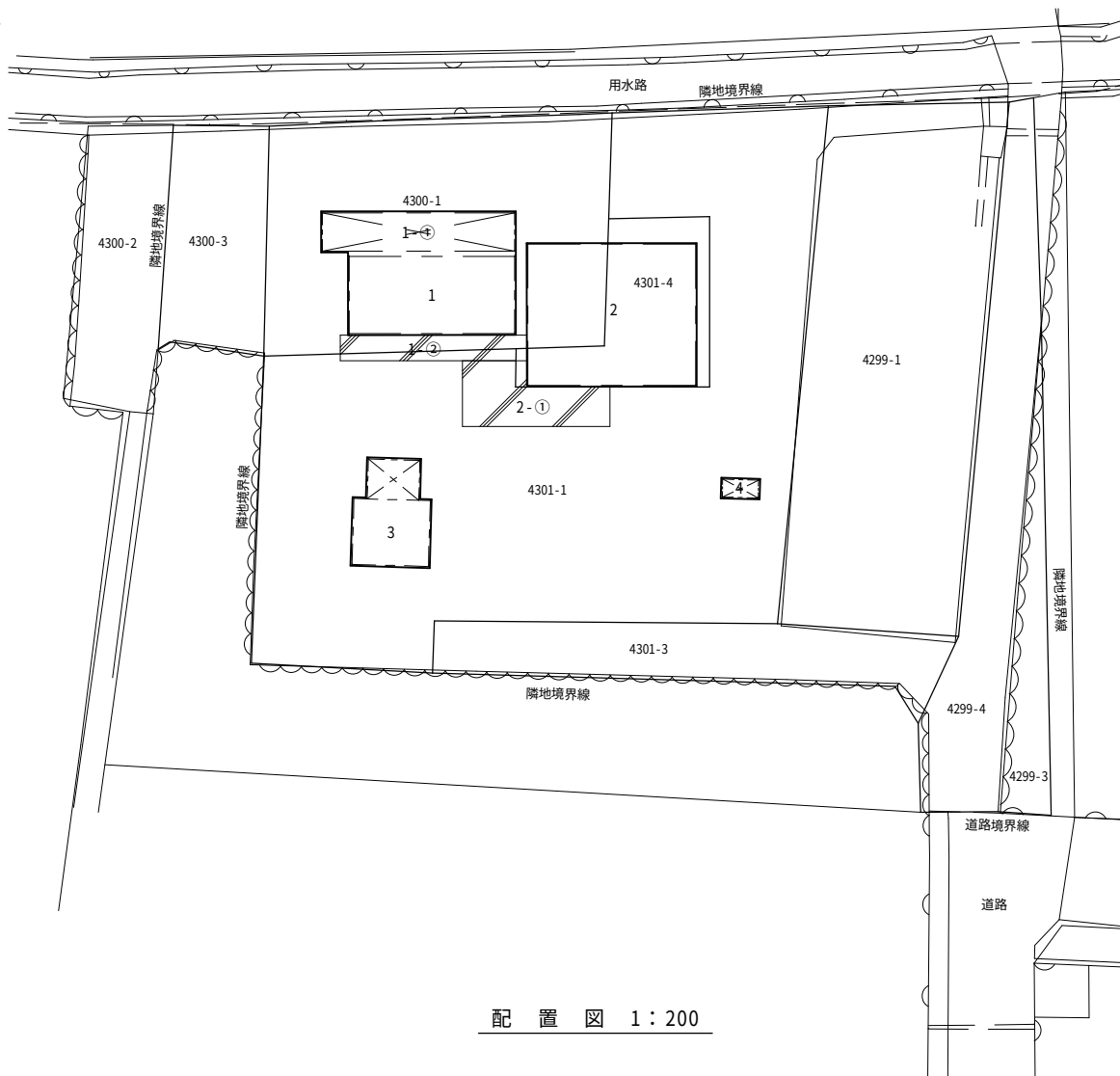
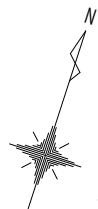
1 工事概要 1 工事名称東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事） 2 工事場所三原市本郷南四丁目 3 構造・規模軽量鉄骨造平屋建て 延べ面積35.67㎡外 4 工事種目（建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による）） 5 別途工事無し 6 不当要求又は工事妨害の排除について ア．暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合はその旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届出ること。 イ．発注者及び所轄の警察署と協力して、不当介入の排除対策を講じること。 ウ．排除対策を講じたにも拘らず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。 エ．発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。 オ．暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 カ．当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。 その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。 7 公衆災害防止措置 ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。 8 現状復旧 工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。 9 その他 (1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主たる部分を除く）を第三者に譲り受けさせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法を明示している場合において、それらが、関係法令等（条令含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。 (3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、建築課より連絡があれば対応すること。 ・公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） II 解体工事仕様 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官営庁官繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・間解説」（平成31年版）（「解体仕様書」という。）による。 2 特記仕様 (1)項目は番号に○印のついたものを適用する。(3)項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の当該項目を示す (2)特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかなかった場合は×印のついたものを適用する。 ○印と×印がついた場合は○印のついたものを適用する。 ○印と○印がついた場合は、共に適用する。		項目 特記事項 1 一般共通事項 ⑧ 工事工程表（1.2.1） ⑨ 施工計画書（1.2.2） ⑩ 施工条件（1.3.5） ⑪ 安全確保（1.3.6～1.3.8） ⑫ 工事の記録（1.2.3） 13 電気保安技術者等（1.3.3～1.3.4） ⑭ 近隣との折衝（1.3.6） 15 中間技術検査（1.5.4） ⑮ 工程報告	特記事項 (1)本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあてはは、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等（選別を含む）により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2)本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 (3)本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に入棄する建設廃棄物については、広島県農業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。 検査期間としての14日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し、監督員の承認を受ける。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要綱に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督員に提出し承認を得ること。 （仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、解体計画、発生材の処分計画） (1)作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更が必要がある場合は監督員の承認を受けること (2)日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承認を受けた場合は、この限りではない。 (3)その他指示による (1)受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行之い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して、工事施工をすること。なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 (2)工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 低騒音型・低振動型建設機械の使用（近接住民の生活環境の保全の必要性がある場合） (3)歩行者等の通行に支障を生じやすい誘導員を配置し適切な処置を講じること。特に道路幅の狭い箇所及び児童の通学路と重複する箇所には、誘導員を配置する等の措置を講じること。 (4)ダンプトラック等による過積載の防止を図ること。 (5)作業現場には、労働安全衛生法に基づき作業主任者等置き、作業の安全管理に努めること。 ①つり足場（ゴンドラ）のつり足場を除く）、突出し足場又は高さ5m以上の構造物の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが5m以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を終了したものとする。 ②木造建築物の解体作業を行う場合は、平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年9月5日付け基発第485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者に対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とする。 下記のことを監督職員に提出する。工事中写真の撮影は「営繕工事写真作成要綱」によるものとする。 (1)工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2)工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督員が指示する箇所は、A4版写真台紙（カラー・サービス版）にまとめて完成検査日まで1部提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全長に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 (3)完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 （撮影箇所） 監督員が指示する箇所 （写真規格） ・カラーサービス版 ・カラーキャノン版 （規格・提出部数） ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 （表紙、背表紙に監督員の指示により工事名称等を印字すること） (4)その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督員の指示により提出すること。 (5)保管 工事写真のネガは工事完成後、受注者において2年間保管すること。	項目 特記事項 1 一般共通事項 ① 埋設物等の報告 18 地下埋設物調査 ⑬ かし保調査 20 家電リサイクル法対象機器の処分 ⑭ しゅん功図 ⑮ 試掘 II 仮設工事 ① 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設）（2.2.1） ② 工事用水 3 監督員事務所（2.3.1） 4 交通誘導員 III 解体施工 ① 事前措置（3.2.1）	特記事項 工事の施工に当たり、図面にない地下構造物、埋設配管等が発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。 ・行わない ・行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から2mの距離を置き、幅1m、深さ1.5mで、3m間隔で掘削調査を行う。 竣工後、発注者からかし保調査（建設工事請負契約約款第41条に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。 残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、A3版で2部提出するとともに、電子成果品（C-D-R等）を1部提出すること。 地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、完成検査時に次の方法により試掘を行う。 ・機械掘削 ・人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごとに1箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で1箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。 ・解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（H= ）を（ ）を設置すること。 ○解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （ ・防音パネル ・防音シート ○メッシュ金網、養生シート ） ・防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等（ ・ ） （ ・ ） 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日基発第0424001号）により、「働きやすい安心のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さし及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)又は(3)の方法により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は監督員の指示による） ・仮設照明を設置すること。（設置箇所は監督員の指示による） ・仮設鉄板敷きを行うこと。（設置箇所は監督員の指示による） ・排水洗浄用のバケツを設置すること。（設置箇所は監督員の指示による） ・汚水処理用バケツ、水中ポンプを設置すること。（設置箇所は監督員の指示による） ○汚水を敷地外へ垂れ流さないこと。 原則、既設給水管設備は利用できない。ただし、利用可能な場合は、水道料金及び使用水量に応じポンプ運転に要した電力使用量は、受注者の負担とする。 *設けない ・設ける（ m程度）偏品類等は監督員の指示を受けて設置すること。 *配置する ・配置しない 配置計画 ・大型車両進入時（ ）人／日 ・常時配置（ ）人／日 ・（ ）作業期間（ ）人／日 (1) 給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び州、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水道等の切断箇所等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督員に提出する。 ③ 配管等の切断箇所や、切り回し必要箇所等は指示による。 (2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 (3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 (4) 電気設備のコンデンサ等では残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 (5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。 (6) 浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること
三原市役所 三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111		課長係長設計校間 日付 備考 工事名 東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事） 図面名称 解体特記仕様書01 縮尺 図面番号 校の内 A-01号図			

III	解体施工	項目		V アスベスト含有 建材の除去等	項目	特記事項	6	項目	特記事項					
		②杭、基礎等 (3.9.1～3.9.2)	(1)基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体をすること。 (2)杭の解体 ○なし ・残置させる ・解体する(・引き抜き工法 ・破砕工法) ①杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督員に提出する。 ②残置杭の中、杭の破砕跡は、現場発生の良質土で埋め戻すこと ③残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。		1 施工調査 (6.1.3) <9.1.1> < >は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)の該当項目を示す	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出する。 (1)使用部位の確認 (2)種別、厚さ等の確認 (3)使用数量の確認 (4)施工範囲と工事管理区分の確認 ・アスベスト含有分析調査(「不要 ・必要(内容は下記による)」) 分析方法「JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 分析必要部番号等(「図示」) 分析必要箇所(2箇所)		5 アスベスト含有保温材等の除去 (6.4.1～6.4.5) <9.1.4>	(3)除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等(6.3.3) ①除去したアスベスト含有吹き付け材等を撤出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。また、当該工事により発生するアスベスト含有吹き付け材等の飛散性アスベストの処分は下記による。 ・環境大臣認定の溶融による無害化処理 ・固化・薬剤による安定化等を行い、耐水性の材料で二重にこんじしたものを管理型処分場に埋立なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ②アスベストを廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督職員に報告するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。 (4)確認及び後片付け(6.3.4) ①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分行われたかを、目視により確認する。 ③養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・通した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。 なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体撤出する。 ⑥床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側に折りたたみ、プラスチック袋に入れる。 ⑦養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4(1)①により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 ①養生等(6.4.2) ①アスベスト含有保温材等の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 ②作業場の隔離(「行う ・行わない」) ※アスベスト含有保温材等の除去にあたり、落き落し・破砕・切断によらない方法の場合は、作業場の隔離を行わないことができる。 ※作業場の隔離を行う場合は、4「アスベスト含有吹き付け材の除去」を適用する。					
IV	特別管理産業廃棄物等の処理等	1 施工調査 (5.1.2)	(1)特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次に示す。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調査に取りまとめ、監督員に提出する。 特別管理産業廃棄物 ・廃石綿等 ・PCBを含む機器類 ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸、廃アルカリ 特殊な建設副産物 ・フロン、ハロン等の特定物質 ・放射性物質 ・六ふっ化硫黄(SF6) ・特定化学物質等 (2)発注者による調査(発注者調査)で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果(調査)に反映させること ・特別管理産業廃棄物 ①廃石綿等(※無 ・有()) ②PCBを含む機器類(※無 ・有()) ③PCB含有シーリング材(※無 ・有()) ④廃油(※無 ・有(熱源の残油(オイルタンク及び配管内含む)) ⑤廃酸、廃アルカリ(※無 ・有()) ○特殊な建設副産物 ①フロン等の特定物質(※無 ・有(パッケージ型空調調機の冷媒・ルームエアコンディショナーの冷媒)) ②放射性物質(※無 ・有()) ③六ふっ化硫黄(SF6)(※無 ・有()) ④特定化学物質等(※無 ・有())	③除去工事共通事項 (6.2.1～6.2.8) <9.1.2> (1)専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督職員に提出すること。 (2)作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、アスベスト作業主任者を選任し、管理させること ②排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。 (ただし、アスベスト含有成形形の処理工事を除く。) (3)除去作業者 アスベスト含有建材の除去に従事する作業者(以下「除去作業者」という。)は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 (4)施工計画書 施工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督職員の承認を受けること。 (5)表示及び標示 ①アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。 ②アスベストの有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の提示を行う。 ③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等)」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 (6)保護具・保護衣 ①作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともにアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。 ②監督職員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。 (7)官公署その他の手続き ①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画書(労働基準監督署) ②「石綿則」第5条第1項の規定による作業届(労働基準監督署) ③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出(都道府県知事) ④その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出(特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等) (8)適用基準等 ※「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」 (1)作業場の隔離、養生等(6.3.1) ①除去に伴いアスベストの作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて隔離する。 ②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ ③隔離した作業場内への出入りによるアスベスト・粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティゾーンを設置する。 ④更衣室には洗眼又はうがいの設備を設ける。ただし、現場内の他の場所にこれら設備を設ける場合はこの限りではない。 ⑤洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。 ⑥除去物の処理(6.3.2) ※密封処理(二重袋梱包) ・セメント固化 (2)除去工法(6.3.2) ※図面による ・共通仕様書による 施工場所()	7 アスベスト含有仕上塗材の除去 (6.5.1～6.5.5) <9.1.5>	(1)養生等(6.5.2) アスベスト含有成形形の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 (2)除去工法(6.5.3) ①原則、薬液等により湿潤化した後に手ばらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去したアスベスト含有成形形の集積及び積み込に当たっては、高所より落下しないこと他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕されたアスベスト含有成形形は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 (3)除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等(6.5.4) ①処分は原型のまま埋立処分とし、それにより難しい場合は、監督員と協議する。 ②除去したアスベスト含有成形形を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。 ③アスベスト含有成形形の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (4)確認及び後片付け(6.5.5) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。								
		2 特別管理産業廃棄物の処分等 (5.3.1)	処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって判明した箇所も、処分方法を監督員と協議し、同様に処分すること。	4 アスベスト含有吹き付け材の除去 (6.3.1～6.3.4) <9.1.3>	(1)除去に伴いアスベストの作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて隔離する。 (2)隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ (3)隔離した作業場内への出入りによるアスベスト・粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティゾーンを設置する。 (4)更衣室には洗眼又はうがいの設備を設ける。ただし、現場内の他の場所にこれら設備を設ける場合はこの限りではない。 (5)洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。 (6)除去物の処理(6.3.2) ※密封処理(二重袋梱包) ・セメント固化 (2)除去工法(6.3.2) ※図面による ・共通仕様書による 施工場所()	7 アスベスト含有仕上塗材の除去 (6.5.1～6.5.5) <9.1.5>	(1)養生等(6.5.2) アスベスト含有成形形の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 (2)除去工法(6.5.3) ①原則、薬液等により湿潤化した後に手ばらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去したアスベスト含有成形形の集積及び積み込に当たっては、高所より落下しないこと他、粉じんの飛散防止に努める。 ③破砕されたアスベスト含有成形形は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 (3)除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等(6.5.4) ①処分は原型のまま埋立処分とし、それにより難しい場合は、監督員と協議する。 ②除去したアスベスト含有成形形を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。 ③アスベスト含有成形形の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (4)確認及び後片付け(6.5.5) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。							
					課長係長設計校閲	日付	備考	工事名	東本通土地区画整理工事(78街区3-1画地)(解体工事)	図面名称	解体特記仕様書02	縮尺	図面番号	校の内
三原市役所 三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111														A-02

三原市役所

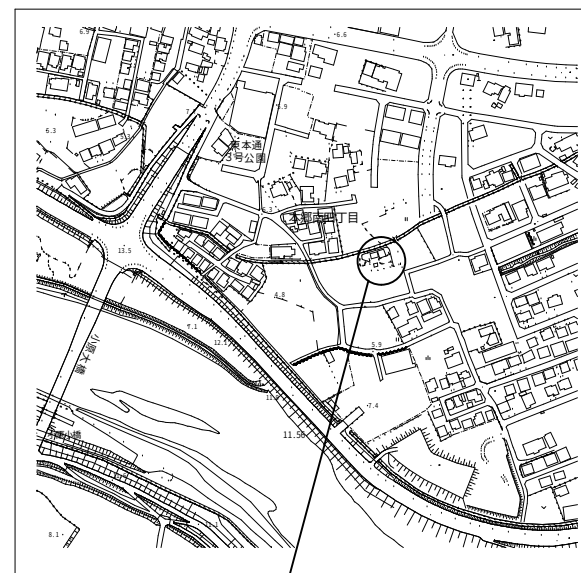
三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号	校の内
						東本通土地区画整理工事(78街区3-1画地)(解体工事)	解体特記仕様書02			A-02号図



配置図 1:200

番号	用途	構造	延床面積	備考
1	倉庫	木造平屋建て	19.26㎡	1-①木造下屋[掘立・外壁無]11.12㎡ 1-②土間コンクリート7.24㎡
2	倉庫	軽量鉄骨造平屋建て	35.67㎡	2-①土間コンクリート6.91㎡
3	物置	木造平屋建て	10.76㎡	3-①木造下屋[掘立・外壁無]3.10㎡
4	物置	木造平屋建て	0.98㎡	



付近見取図

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付

備考

工事名

東本通土地区画整理工事(78街区3-1画地)(解体工事)

図面名称

配置図・付近見取図

縮尺

図面番号

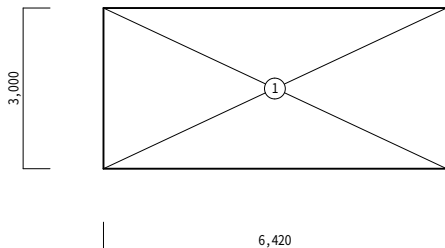
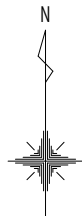
校の内 A-03 号図

建 物 概 要				
建 物 所 在 地	広島県三原市本郷町本郷字了木4300-1 外7筆			
構 造 ・ 規 模	木造平家建			
建 物 用 途	1	倉 庫		
最高高さ	3,180m			
軒高さ	2.520m			
建築面積	30.38㎡			
1階床面積	30.38㎡ (19.26㎡+11.12㎡)			
延床面積	30.38㎡ (19.26㎡+11.12㎡)			

外 部 仕 上 表	
屋 根	平形セメント瓦葺 (アスベスト含有建材)
軒 裏	屋根現し
外 壁	羽目板張
基 礎	コンクリート布基礎
根 廻 り	コンクリート打放し
雨 樋	
建 具	木製建具

内 部 仕 上 表													
階	室 名	床		幅木	腰壁		壁		天井			天井 高	備 考
		下地	仕 上		下地	仕 上	下地	仕 上	下地	仕 上	廻り縁		
1	倉庫	C	土間コンクリート叩き				－	外壁現し	－	屋根現し		2,520 ～ 3,180	

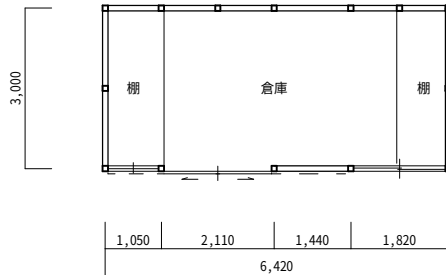
下地凡例			塗装凡例
床	壁	天井	SOP 合成樹脂調合ペイント
C コンクリート	S 胴縁 C-75×45×15×2.3	LGS 軽量鉄骨天井下地組	EP 合成樹脂エマルジョン
W 木造ころばし床組	LGS 軽量鉄骨間仕切軸組	W 木造天井下地組	VE 塩化ビニル樹脂エナメル
	W 木造胴縁組		OS オイルステイン
			AE アクリル樹脂エナメル



求 積 表					
1	6.42	×	3.00	=	19.2600
				計	19.2600
				1階床面積	19.26 m ²
				延床面積	19.26 m ²

求積図

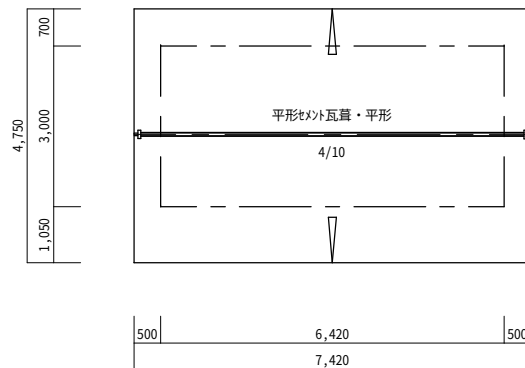
室名	1	倉庫
CH	2,520～3,180	
壁	腰	-
	外壁下地現し	
床	土間コンクリート叩き	
天井	屋根下地現し	



求積図より			
1階床面積	19.26	m ²	
延床面積	19.26	m ²	
土間コンクリート厚60 施工面積			
1階床面積	19.26	m ²	
	施工面積	19.26	m ²
1階外壁周長			
(6.42 + 3.00) × 2 =	18.84 m		

1階平面図

建 物 概 要	
番号	1
構 造	木造平屋建て
用 途	倉庫
備考	1-①木造下屋 [掘立・外壁無] 11.12㎡ 1-②土間コンクリート 7.24㎡



屋根面積求積表			
階	平形セメント瓦葺・平形	4.0/10	
1		7.420 × 4.750 × 1.077	37.958
計			37.958
合 計			37.958 → 37.96㎡

■ 軒樋・縦樋は全てなし

屋根伏図

三 原 市 役 所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付	・ ・	備考
	・ ・	

工事名

東本通土地区画整理事工(78街区3-1画地)(解体工事)

図面名称

求積図・平面図
屋根伏図

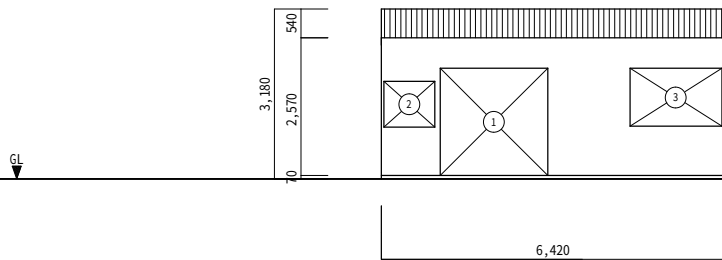
縮尺

1/100

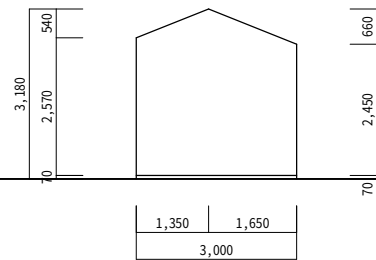
図面番号

校の内
A-05
号図

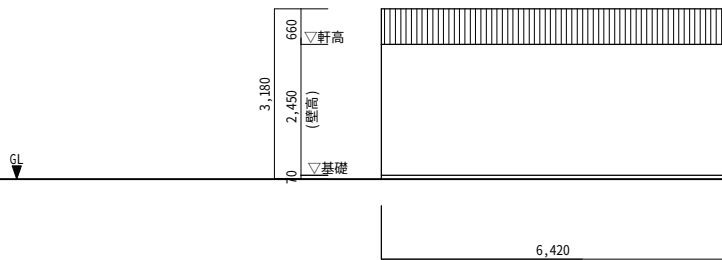
建 物 概 要	
番 号	1
構 造	木造平屋建て
用 途	倉庫
備 考	1-①木造下屋〔掘立・外壁無〕11.12㎡ 1-②土間コンクリート7.24㎡



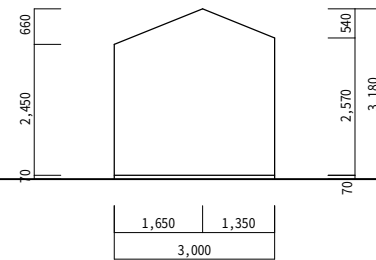
南 面



東 面



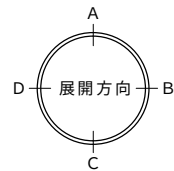
北 面



西 面

：屋根部分を示す

- 特記なき壁下地は、荒壁下地無とする。
- 特記なき外壁仕上げは、羽目板張とする。
- 建物の基礎及び土間は、全て撤去すること。



三 原 市 役 所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課 長	係 長	設 計	校 閲

日 付

・
・

備 考

工 事 名

東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）

図 面 名 称

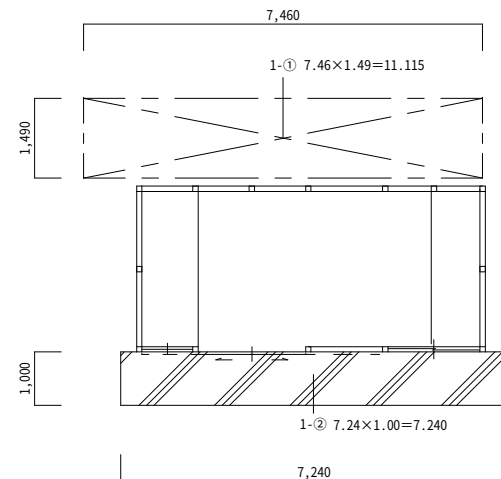
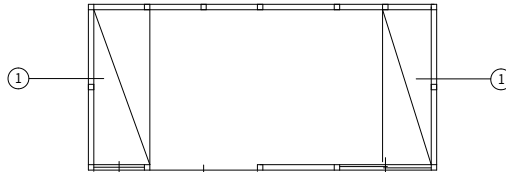
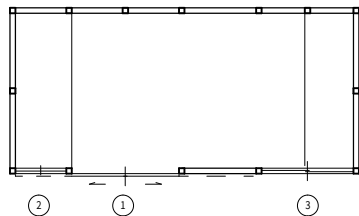
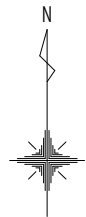
立面図

縮 尺

1/100

図 面 番 号

校の内 A-06 号図



建 物 概 要	
番号	1
構 造	木造平屋建て
用 途	倉庫
備考	1-①木造下屋〔掘立・外壁無〕11.12㎡ 1-②土間コンクリート7.24㎡

	建具NO	名 称	規 格 寸 法			ヶ所	枚
			W × H	m			
木製建具	1	木製板戸	2000×1810	3.620	3.62	I	1 2
	2	ガ 窓 [FL・厚3mm]	940× 860	0.808	0.81	II	1 1
	3	ガ 窓 [FL・厚3mm]	1720×1080	1.857	1.86	II	1 2

建具表

造 作 集 計 表				
番号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単位
①	棚	幅3,000mm	2	ヶ所

内装造作図

付随建物 集計表				
番号	名 称	形 状 寸 法	数 量	単位
1-①	木造下屋〔東石ﾌﾞﾛｯｸ・外壁無〕	面積6.00㎡以上・屋根小波ｽﾚｯﾄ波板葺	11.12	㎡
1-②	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ叩き	厚60mm・無筋 (DC01)・すき取り・不用土処分共	7.24	㎡

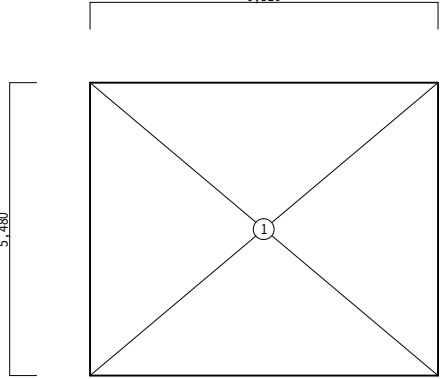
付随建物

三 原 市 役 所

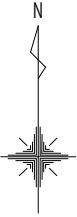
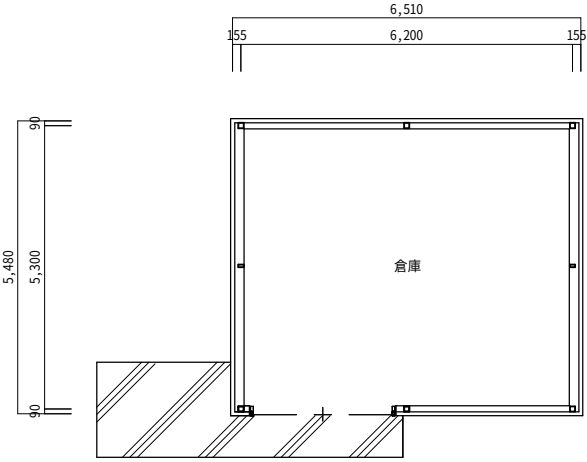
三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課 長	係 長	設 計	校 閲	日付	備 考	工 事 名	図 面 名 称	縮 尺	校の内
						東本通土地区画整理工事 (78街区3-1画地) (解体工事)	建具表・内装造作図 付随建物	1/100	A-07 号図

建 物 概 要	
番 号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備考	2-①土間コンクリート6.91㎡



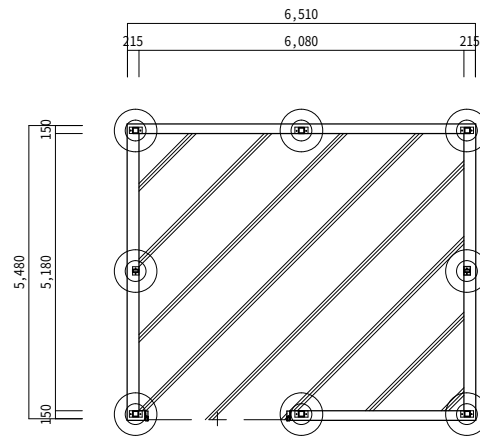
建築面積求積表		
1, 6.510 × 5.480	=	35.6748 35.67㎡
延べ床面積求積表		
1, 6.510 × 5.480	=	35.6748 延べ床面積 35.67㎡



平面图 1/100

求積図 1/100

建 物 概 要	
番 号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備考	2-①土間コンクリート6.91㎡



■ 建物の基礎及び土間は、全て撤去すること。

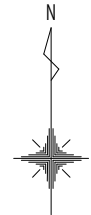
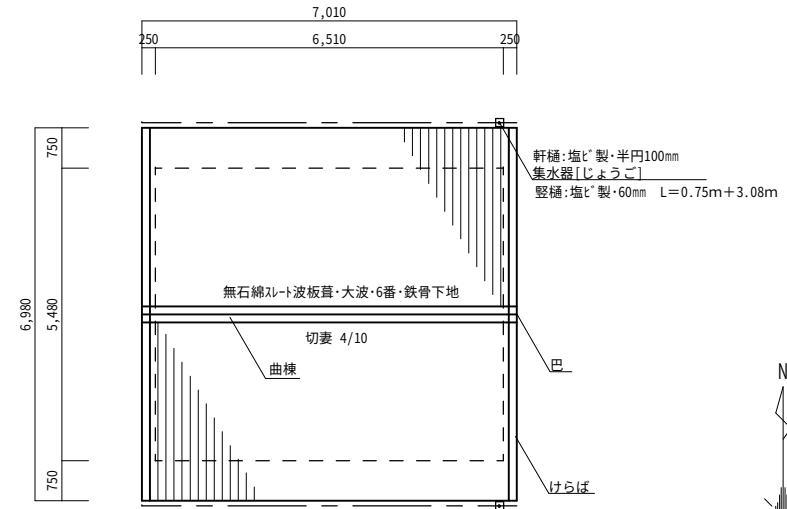
基礎 伏 図 1/100



) A.BOLT 2-13Φ

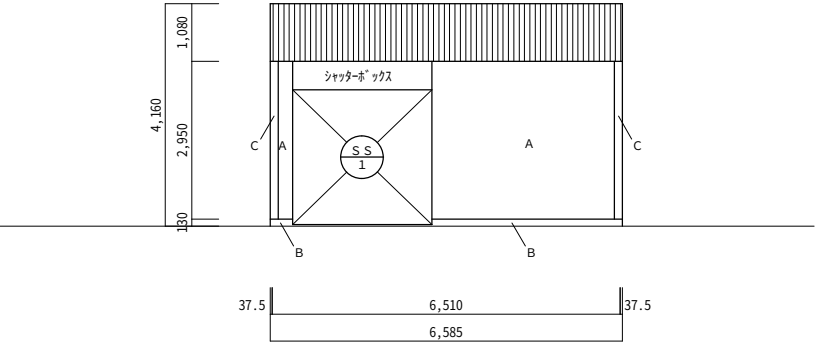


土間コンクリート・厚90mm・有筋

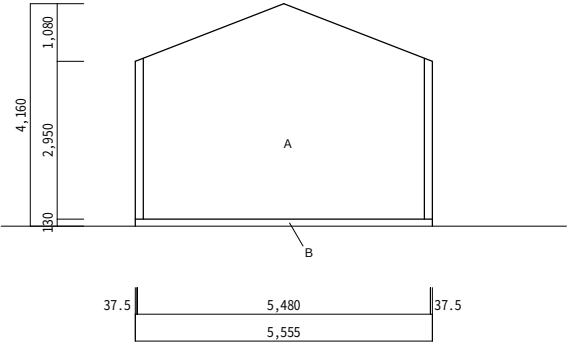


屋根伏図 1/100

建 物 概 要	
番 号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備考	2-①土間コンクリート6.91㎡

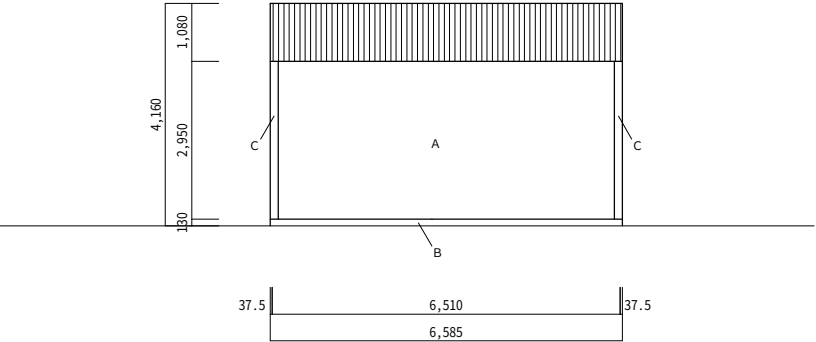


南面 立面図 1/100

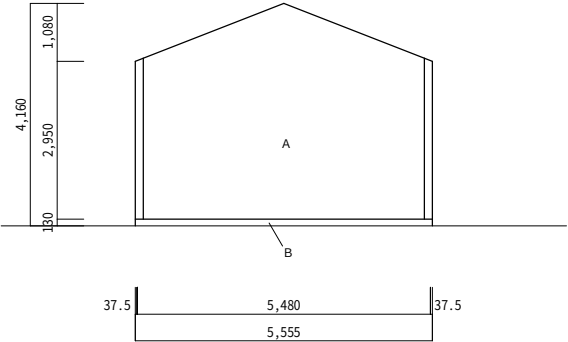


東面 立面図 1/100

凡 例
A・・・・・・外壁・無石棉スレート板張・小波・鉄骨下地
B・・・・・・コンクリート打放し
C・・・・・・無石棉スレート役物・角当
 : 屋根部分を示す

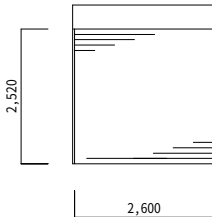


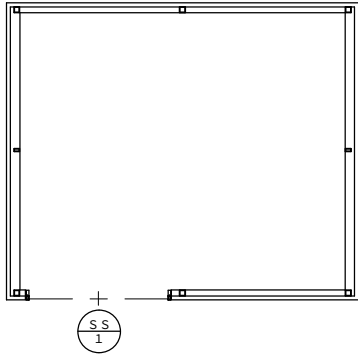
北面 立面図 1/100



西面 立面図 1/100

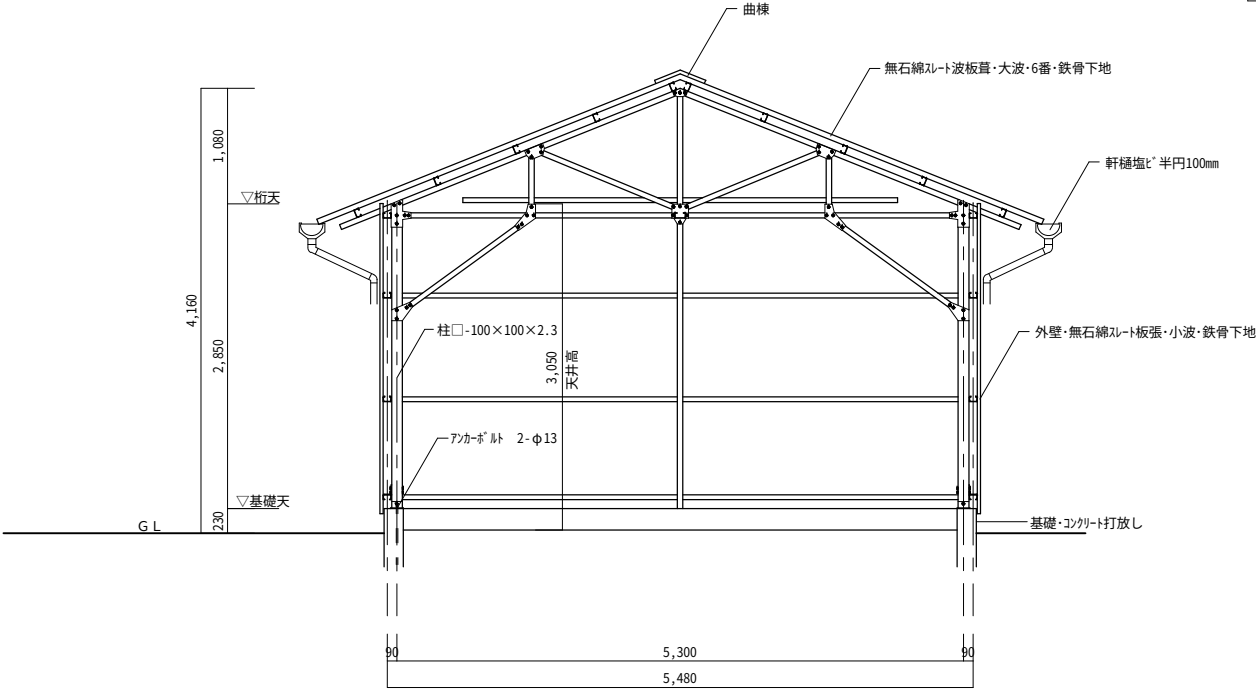
建 物 概 要	
番 号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備考	2-①土間コンクリート6.91㎡

金属製建具表 1/100	
符 号	 軽量シャッター(手動式)
数 量	1
形 状	
材 質	スチール 焼付塗装
見 込	
硝 子	
金 物	レール 付属金物一式
備 考	シャッターボックス付



建具番号位置図 1/100

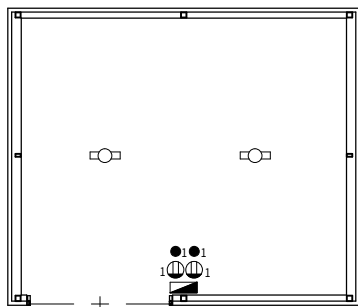
建 物 概 要	
番号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備考	2-①土間コンクリート6.91㎡



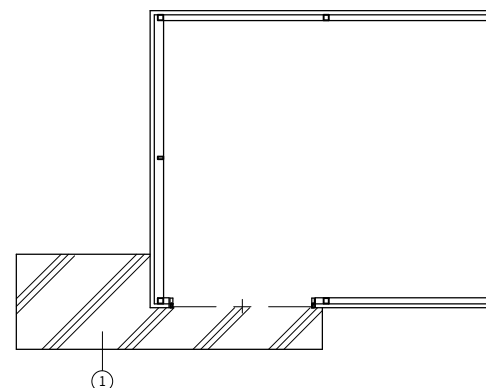
構造概要

項目	適用	備考	補正・他
用途	倉 庫	-	
主材	軽量鉄骨造;肉厚4mm未満	柱材;□・100×100×2.3	
副材	A-BOLT 2-φ13		
コンクリート	基礎;Fc21N/㎡	捨コン;Fc18N/㎡	
階高	2.85m	1階層	

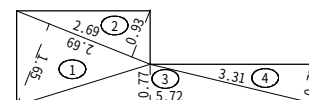
建 物 概 要	
番 号	2
構 造	軽量鉄骨造平屋建て
用 途	倉庫
備 考	2・①土間コンクリート6.91㎡



記号	名称	形状	数量 倉庫系	単位
	電力量計			ヶ所
	電灯設備	電力分電盤 2回路・幹線含む	1	ヶ所
	電灯設備	開閉器		ヶ所
	電灯設備	蛍光灯 シーリング(直付)	2	ヶ所
	電灯設備	蛍光灯 ブラケット		ヶ所
	電灯設備	白熱灯 シーリング(直付)		ヶ所
	電灯設備	白熱灯 ブラケット		ヶ所
	電灯設備	コヤト 露出1口	2	ヶ所
	電灯設備	イナチ 露出1連	2	ヶ所
合 計	電灯配線配管設備	倉庫系・付属品共	7	ヶ所



付随建物集計表				
記号	名称	形状	数量	単位
①	土間コンクリート叩き	厚60mm・無筋・(DC01)・すき取り・不用土処分共	6.91	m ²



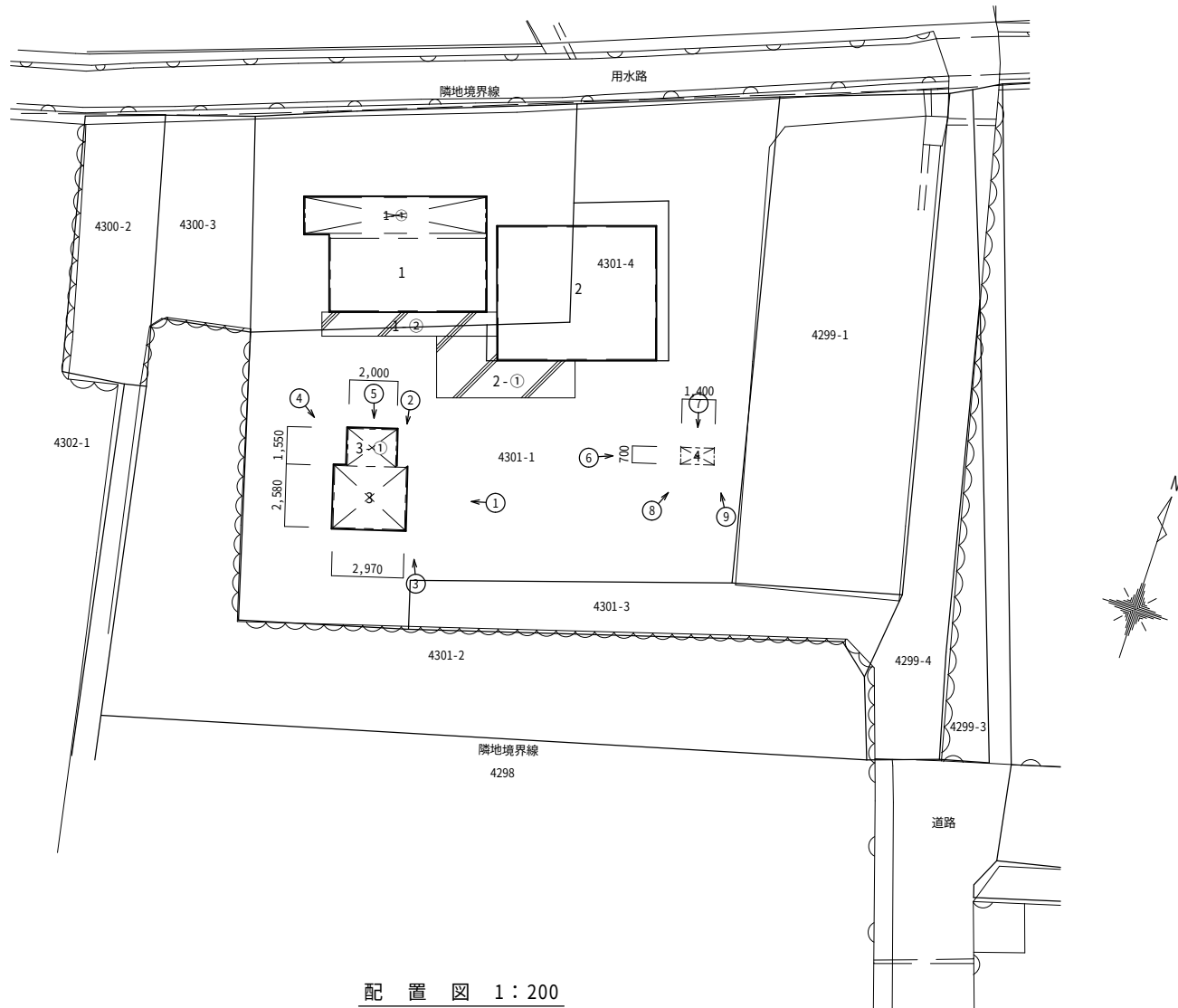
番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	2.69	1.65	4.4385	2.219
2	2.69	0.93	2.5017	1.250
3	5.72	0.77	4.4044	2.202
4	3.31	0.75	2.4825	1.241
合 計				6.912 → 6.91m ²

電気設備位置図

1/100

付随建物位置図

1/100



建 物 概 要	
番号	3
構 造	木造平屋建て
用 途	物置
最高高さ	3.010m
軒 高 さ	1.980m
建築面積	10.76㎡
延床面積	10.76㎡
屋 根	カラー鉄板波板葺
軒 裏	屋根現し
外 壁	カラー鉄板波板葺
基 礎	コンクリート布基礎
建 具	木製建具
備考	3-①木造下屋〔掘立・外壁無〕3.10㎡ カラー鉄板波板葺 最高高さ2.500m
番号	4
構 造	木造平屋建て
用 途	物置
最高高さ	1.280m
軒 高 さ	0.930m
建築面積	0.98㎡
延床面積	0.98㎡
屋 根	カラー鉄板波板葺
軒 裏	屋根現し
外 壁	カラー鉄板波板葺
基 礎	
建 具	木製建具
備考	

■ 建物の基礎及び土間は、全て撤去すること。

三 原 市 役 所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課 長 係 長 設 計 校 関

日付

・ ・ ・

備

考

工

事

東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）

図

面

名 称

配置図・写真方向撮影図

縮

尺

1/200

図

面

番 号

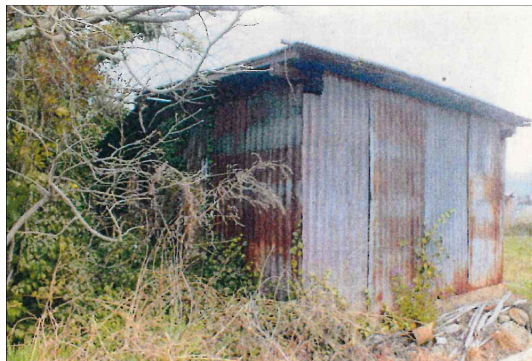
校の内

A-15

号 図



① 3物置



④ 3物置



⑦ 4物置



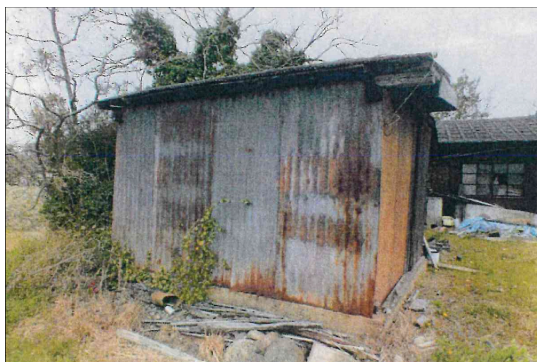
② 3物置



⑤ 3物置



⑧ 4物置



③ 3物置



⑥ 4物置



⑨ 4物置

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	写真一覧	縮尺	図面番号	校の内 A-16 号図
				..		東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）					
				..							

参考数量書

工 事 名 称 東本通土地区画整理工事（78街区3-1画地）（解体工事）

工 事 場 所 三原市本郷南四丁目

[工 事 概 要]

用途,構造,面積	1倉庫・木造平屋建て・30.38㎡, 2倉庫・軽量鉄骨造平屋建て・35.67㎡, 3物置・木造平屋建て・10.76㎡, 4物置・木造平屋建て・0.98㎡	
工 事 範 囲	解体工事一式	
別 途 工 事	無し	
工 期	契約締結日の翌日 ～ 令和4年3月31日	
一 般 事 項		
《 工事予算内訳 》		
〈内 訳〉		
区 分		概 要
設 計 金 額		
消 費 税 額		
合 計 金 額		

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

工事種別内訳

[illegible]

解体工事 科目別内訳

[illegible]

解体工事 細目別内訳

[illegible]

解体工事 細目別内訳

解体 解体撤去						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【1倉庫】						
木造建物上屋解体	手こわし併用機械解体	19.3	m ²			
木造基礎解体	無筋 手こわし併用機械解体	2.3	m ³			
根切り（機械）		3.5	m ³			
土間コンクリート 解体		19.3	m ²			
土間コンクリート 解体		7.2	m ²			
木造建物解体 （下屋）		11.1	m ²			
【2倉庫】						
S造建物上屋解体	鉄骨カッター主体 軽量級30～50（ kg/m ² ）	35.7	m ²			
RC造・S造基礎解 体	圧碎機・大型ブレーカ併用	4.2	m ³			
根切り（機械）		6.7	m ³			
土間コンクリート 解体		31.5	m ²			
土間コンクリート 解体		6.9	m ²			
【3物置】						
木造建物上屋解体	手こわし併用機械解体	10.8	m ²			

解体工事 細目別内訳

[illegible]

解体工事 細目別内訳

[illegible]